

## 通所リハビリテーション運営規定

### (事業の目的)

第1条 利用者が要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行うとともに、運営に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることを基本方針とする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 南部徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所  
所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字外間80番地

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 医師（常勤兼務）

管理者は専従する看護師又は理学療法士・作業療法士のうちから代行者を専任し、従業者に運営基準を遵守させるための必要指揮命令を行なわせる。

2 医師 1名以上（管理者含む常勤兼務）

利用者体調管理・体調不良時対応

3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は通所リハビリテーション計画書の立案・実行・評価・家屋改修の相談等、通所リハビリテーションの提供に当たる。管理者代行を兼任する。

4 看護職 1名以上

看護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、バイタルチェック・利用者の健康管理・健康相談等、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

5 介護職員 6名以上

介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日・祝日（日曜日・元旦～3日除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時00分

サービス提供時間 午前9時30分～午後3時45分

(通所リハビリテーションの内容及び利用定員)

第6条 事業所で行う通所リハビリテーションの内容及び利用定員は、次のとおりとする。

1 内容

要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法等を主として、その他必要なりハビリテーションを積極的に行う。

- ① リハビリテーション
- ② 居宅と事業所間の送迎
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴訓練
- ⑤ 個別リハビリテーション

2 利用定員

60名を定員とする。

(通所リハビリテーションの利用料)

第7条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割負担、2割負担、3割負担とする。

食費は600円とし全額利用者負担とする。

事前に説明・同意を得てから支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所で行う通所リハビリテーション事業の実施地域は次のとおりとする。  
八重瀬町、糸満市、那覇市、豊見城市、南風原町、南城市、の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、通所リハビリテーションの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、及び利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けよう留意する。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意する指示を行う。
  - ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならない様利用する。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(高齢者虐待防止の通報)

第11条 「高齢者虐待の防止高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第7条に規定する通報について、高齢者虐待を発見した場合は速やかに市町村へ通報するよう努める。

虐待の発生又はその再発を防止する為、措置を講じる

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、

その結果について職員に周知徹底を図る

虐待防止のための指針を整備する

虐待防止の研修会を定期的実施する

措置を適切に実施するために担当者を配置する

(衛生管理)

第12条 \*感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

\*感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

\*従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と南部徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規定は平成12年4月1日より施行する。

平成13年	7月	1日	改正
平成15年	7月	1日	改正
平成15年	8月	1日	改正
平成16年	1月21日		改正
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成18年	11月	1日	改正
平成22年	1月21日		改正
平成22年	10月25日		改正
平成30年	1月	1日	改正
平成30年	6月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和3年	10月	1日	改正
令和6年	1月	1日	改定
令和6年	5月	1日	改定